京城新報

●新聞代金（一部二錢▲一ヶ月金四十五錢●三ヶ月前金壹圓▲六ヶ月前金貳圓▲郵税一ヶ月金拾錢）●廣告料（▲五號活字十九字詰一行一回金三十錢▲四號活字十四字詰一行金四十五錢）

陰曆 十一月廿三日

編輯兼發行人 山下英爾

京城西署西小門通 發行所 京城新報社 電話六六三

覆面を脱げる日本

本篇は英人ポツンヂー氏の所述にして「貿易」より轉譯したるもの也

●日本商業の進步　日本が將來の貿易競爭上に於て有する優勢は特殊政治上の特權を除外して勞働及び燃料の低廉なる事、水力に富饒なる事、熟練なる統率者を有する事及び政府の後援ある事の數者なるが日本は此等に於て既に此等の便益を利用し得たり吾人始め日本紡績業者の孜々として斯業に努めつゝあるを見て寧ろ驚異を以て之を迎へたりし然も昨年上海に於ける倉庫は英米の綿布を以て塡充せられたるに拘らず日本の紡績工場は其注文に應ずる爲め日夜機械を運轉したり露國を打破したる日本の海軍は主として英國にて建造せられたるものなりしも今日の日本は其の工場に於て自ら補充すべき艦艇を製造するのみならず他國よりも艦艇の注文を受けつゝあり數年前まで日本の造船術は小船にのみ止まりしが今や一萬三千噸の商船は商品を滿載して外國製船舶の購入の如きは漸次銷盡し去らんとす日本は今や印度及び淸國の爲めに商船を建造するのみならず孟買、漢口、牛莊、香港等に於て日本船主は吾人と競爭しつゝあり二十年以前日本の輸出は千萬圓に上らざりしも昨年に至りては四億二千萬圓に達し前年に比して一億萬圓を增加せり而かも此中に就きて最も注意すべきは三億五千萬圓以上は製造品及び半製品なる事なり。

●日本商人の道德　商權の擴張に關し日本政府が第一に感じたる困難は日本商人の不正直なる點に在りたり此事たる幾多著述者に依りて唱道せられたる事にして太平洋に於ける商業家中最も惡評なる亦事實なり彼れ日本商民は却て自己の損失を招くに拘らず曾て契約せる事を嚴守せざる也、然れども今の日本に於ける大會社は歐洲の競爭者に比して遜色なき者少からず信用ある商人の漸次增加し行く事實あり政府は其商業學校に於て盛に商人正直なるべき必要を說き此方面に向て全力を注ぎ居り彼の小黠策は昔時の因襲に基ける夢と化し去りつゝありされば日本人の商業道德を云爲するは既に今は殆ど價値なきの議論にして目下に於て最も重大視せらるゝは日本人生活費の增加及び勞銀の騰貴せる事是也、最近の計算に依れば生活費過去十年間に於て二倍し勞銀亦一定不變的に昇騰したり之を棉糸界に見るに女工一日平均の賃銀は一八九二年に五錢なりしもの一八九七年には六錢二厘となり今は十一錢となれり之と同時に男工十錢より十八錢に騰れるを見る之に加に政府の費用は年々增加し來り增税は强壓的の負擔を負はしむるに及べり初めに日本が澎漲的帝國政策を執らざりし當年に於て政府の歳出は六千萬乃至八千萬圓に上らず一八九三年の如き猶七千七百萬圓に過ぎざりき然るに一九〇〇年に二億九千萬に上り昨年に至りては四億九千萬圓に達し一九〇七年の歳出總計は六億千萬圓に及びたり此金額を得むが爲に政府は各種民間の產業を其手に收め之を剩殖的に使用し更らに苛くも課し得べき限りに於て租税を徵せり日本の民間經濟學者間には人民收入の半ばは間直接國税の爲めに徵せらるゝを證して之を公表せるものあり是れ亦誇張の言辭に屬すと雖も此の如き計數の因て來る所を見れば以て如何に人民の負擔が重且大なるかを察するに足らむ日本に於ける旅行者よ、汝の電車切符は課税せられ、汝の卓上のソースも其他此種の類のものは何れも日本政府の税源たらざるなきを知れ。

北老爺嶺(山脈)大森林 及雪中縱斷記(十一)

黙衣仙

初めて大林森を遠かる

焚火の光を見て一行は蘇生の思をした、夫は先發隊が今夜の宿は此處ぞと知らせの爲めの焚火で有つたのだ、最う占めたものだと一同は雀躍して勇み立ち、火を見當に進んでゆくと、二千米突ばかり前方に當つて、闇に立つ一の農家があつて、先發の五六人が火に當つてゐる、近づくと黑が尾を掉り〳〵飛んで來る、寒からう、さあ何よりも先づ粥が出來てゐるから、冷めぬ中先づ彼物を、と云ふので着くと突知、猫の糞よろしくと云つたやうな黍と小豆と粟とのれ粥を啜る、お菜は蘿蔔と豚の肉の汁たつぷりな煮付、豚と云つた所で、二十余人の頭へ僅か二斤しか廻らぬ、夫でも斯う云ふ時には何よりの物、我知らず五六杯も掻込んで、やうやう人心地も付いた所で夫からは又疲れと急に腹が大くなつた、結果、炕牀の暖みで前後も知らず明方の十一時迄寢込んで了つた、此日は朝の八時二十分から打通し歩き詰めで、一寸間に三道老爺草の柚屋で休んだばかり、夫から夜の十二時十五分始めて三岔子の村端に着いたので、行程凡そ七十淸里、之を日本里數にしたら八里半の餘も有らうかと思はれた、途中人家の有る所は三道老爺草に木小屋一軒之から三淸里ばかりの所に又一軒、五淸里にして又一軒、十五淸里にして又一軒と云ふ風に點々人煙稀薄な所で三岔子から北へ淸里許の所にも家はあるが、之は空屋破屋ばかりで有つて、人は住んで居らぬ、全く林間の派子に過ぎぬ。

何は兎もあれ、この十二月の七日ほど辛い目を見た事はない、困難と云つて可いか何んと云つて可いか、是等が所謂ドリードフル、タスクとでも云ふので有らう、英語の難有味は此所だと感心する、で今日でも此日を忘るゝとはない、否永久に忘れてはならない、その爲に今日までも此日を紀念日として毎月の七日には何か一つタスクをやることにしてゐる。

さて目が醒めて見ると、最う十一時、疲れたとはいへ隨分と寢込んだものだ、起きて雪で面を洗ひ、猪の肉と今度は携帶の米の飯で朝食を濟まし、恰度正十二時ぼつ〳〵と南々徼西を差して進む、此地一帶拓けて今迄の如に目觸になるものはない、北老爺山脈の大森林は遙か後に遠かつたからで有る立木の隧道を通り拔けて、廣々とした所に出たからで有る、想ねば十一月二十九日官街を出發して踵を南に回らしてより茲に至る迄日を經ると九日、行程を重ぬると凡四十五里、道路險惡、寒氣凜冽、其他有りと有らゆる困難を凌いで、漸く大森林を縱斷して三岔子へは辿り着くとが出來たので有る、之からは最う一路平安、途中老爺嶺緞木松嶺の險が有るばかりで、三日目には鴨綠江岸の帽兒山に着くとが出來るので、別に記すべき事柄もないから、此項は之で筆を擱いて又年を更めて今度は松花江上流地方の踏査記に及ぶとと仕よう(をはり)

海中信號の發明

近年海軍々器に關係ある各種の進步發明類をたるの觀あり軍艦の構造及び其主要武器たる砲熕水雷の進步は言ふも更なり軍艦運用の原動力たる蒸滊側を顧れば水管式滊鑵を現出したる以來今や燃料として重油が石炭の根據を占領せんとするあり機關側にはタービンが脫兎の勢を以て進み直動機關を排壓せんとするの概あり其他潛航艇無線電信の如き當初は一片の夢想に過ぎざりし考案すら已に大成効を見るに至りたるが今亦水中に傳播する音響を利用する目的を以て成れる海中信號機を現出するに至れり(最近外電に見たり)尤も他の發明の例の如く本機も未だ甚だ幼稚なるを免れずして尙は多大の研究を積み改良を施したる上に非ざれば其効果の著るしきを認むる迄には達せざれども列强海軍國は何れも燈臺船等に同信號用鈴を裝備し濃霧又は暗夜の如きに際し艦船が沿岸の危險淺瀨に接近する場合等に海水を通ずる音響を利用して所要の警報信號を傳ふるを得るの實驗に着手せりと云ふ該機の發達充分なるに至れば汎く商船にも應用し得べきは無論なるを以て從來屢々發生したる礁岸坐礁其他の難船を事前に豫防して世界航海界に至大なる裨益を與ふべきのみならず殊に海軍に在ては平戰兩時を問はず艦隊の便宜安全を確保するの外に戰時港灣防禦法に應用して莫大の便宜あると共に潛航艇の如き全然海面下を航行して周圍の狀況を展望判知するに僅に短小なる潛望鏡にのみ賴るが如き船艇の行動上には非常なる便利を與ふべきが故になか〳〵に重視せらるべき問題なりとす蓋し從前の如く探海燈照映の唯一方法に依り敵の水雷襲擊を發見するの外に戰艦內の適當の處及び要塞の海岸哨所に配置したる番兵は海中信號機の應用に依り容易に敵驅逐艦水雷艇の接近を察知し豫め警戒を加へ得ればなり頃日外國に於て行はれたる實驗なりとて傳ふる所に依れば艦隊碇泊中其二重底に特設せられたる罐に配置したる當番兵は艦底を成せる鋼鐵を通して、水雷艇が遙に探海燈の光達距離以外に在る時に、已に其推進軸の回轉する音響を聽取し得且つ此種の音響を利用して指示裝置を施したる警報器は能く其動作を完うせる由にして又軍艦用小蒸汽艇すら三、四海里の距離に於て發見せられたるに徵すれば、今後幾多の實驗と研究を重ね進步改良を圖らば遂には敵水雷艇の進退緩急左轉右回の行動一として眼に視る如く容易に警報器に現はるゝ迄に發達せしむる事各種機器の發明進步に關する既往の順序先例に鑑み充分望を屬するを得べきを疑はず殊に同方法を利用して潛航艇を遠距離より指揮操縱するに至らば同艇の能力にも異常なる發展を與ふべしとて列國海軍の注意を促しつゝありと云ふ

馬車會社計畫

延日在留の竹淸義三郎氏及び釜山在留の大塚昇次郎、稻田仲次、林田發三諸氏の首唱にて大邱延日間國道支線に於て資本金二萬圓の馬車運送會社を創立し旅客貨物の運搬業に從事するの計畫あり今其一斑を聞くに本社を大邱至便の地に置き全道路を通じて數區に分ち其樞要の地に出張所及び駐車場を各地便宜の地に置き適當の馬車を配置し往復せしむ馬車は八人乘新式有蓋車を用ひ馬丁及び韓童各二名を附隨せしめ乘車賃は日本里程一里に付一人金十錢貨物は十貫目五錢の割合にて(夜間亂雨の際は特に五割增)差當り車臺十輛を用ひ將來道路工事の進行に伴ひ漸次株金の拂込をなすと同時に將來三十輛に增加し傍ら日人旅客交通の便を圖り簡易なる日本式旅客營業及び郵便物受托運送等官署の用命をも勤むべしと而して其名稱は慶北馬車運輸株式會社と稱することゝし既に去月二十八日附を以て目論見書を添理事廳に其認可請願書を差出せり

●群山魚市場認可　兼て出願中なりし群山の魚市場は同地日本人會の事業として經營せんとし其前一人の先願者あり爲めに一時は合同すべき模樣ありしが其後釜山理事廳に出願せしは森野正氣氏外二十三名にて資本金壹萬圓株式會社にて內海なる地點に設置すべく漁獲せらるゝ魚類は慶州方面又は釜山若くは日本內地へ運搬販賣するものにて此程釜山理事廳より認可せられたれば目下設備中なりと

間島より

知白生

過日來貴紙上に御揭載ある天寶山事業に關する事柄左に略報仕候

抑も天寶山銀鑛は往年中和公司(中野氏主管)と間島鑛務局總辦程光第との間に於て彼我公然の手續を了し中和公司財東となり開堀に着手したる場所にして間島唯一の財源なり彼れ淸國中央政府今日利權回收熱尤も盛んなるの時督辦陳昭常幇辦(我士官學校出の年壯者)吳祿貞の赴任後彼等は中央政府の意志に隨ひ之れが鞏固なる手段に出でざれば自分の地位に關するとでも思惟せしにや無法にも亂暴にも日人の關係せるに頓着なく兵力を以て之れを封禁せし而已か礦絆運搬の馬車を各所に於て阻止せしを以て派出所長齋藤大佐去る日彼等と會見し日本人の權利に關せざるを及び往年採出の礦絆運搬を阻止せざるとを嚴重に懸け合ひたるに一旦之を承諾したる末護照を交附したり却說境界未定の土地に於て護照の必要なきを以て之れは直ちに返付したるに其後彼等は言を左右にし督撫及び中央政府の命令なりとし猥りに封禁を實行せし而已か日本人の通行さへ禁止せり猶中野に開堀を許すや否に付いては全く別問題なりとの不法なる理由を以て照會し來れり彼等淸國官吏の舊習たる元より論ずるに足らずと雖も其幼稚さ加減實以て抱腹に不堪而して傲慢無禮なる行ひ話に成り不申候

彼等は韓國に對する策法を以て我日本に當らんとす蟷螂の斧か今に至つて遲蒔にも新たに戶口調査を始むるなど何をするやら一向相分り兼候

文苑

家到　沒名學士

提劍走扶桑。巖手腰狂瀾。威輌達素志。一氣折腰冠。故山父臥疾。老來掛欠完。歸心急於矢。躊躇寒肝淸。決然理行箆。陽關笛聲殘。別淚巾猶濕。雲煙玄洋灘。蜃氣檻邊湧。舟漆面識毬。倉皇就鐵路。火輪如飛丸。楊柳尙依舊。敞門心不安。先迎守家狗。牽袂淚限歡。南船兼北馬。偏謝游汗漫。慈顏高風突。厚爲人生嘆。緬想暇應速。紛々多復財。方寸歸書餅。振昨牧功難。失脚何寄患。唯希胸中丹。扶搖風能到。鵬程萬里搏。天下夫密哭。自重宜加餐。喚見命薰酒。奉家共閱歡。世累付一笑。忘疚老懷寬。自雨吹欄角。擔滴落珊瑚。

小說

紅のみだれ(三十八)

永井櫻圃

大川は寸時く考へた後

「それぢや一つお師匠に賴があるんだがね、禮は師匠の望み次第に任せるが、どうだらう、淸之助を私の妾に取持つて貰へないだらうか。」

「然うですね。」

と、淸糸は暫く考へて

「御贔負になる貴方の事ですから、お取持したいのは山々ですが、どうもこればかりは確にお受合申す事が能ないんですよ……何故と云ひますにね、あゝ見ねても彼の子はなか〳〵の堅女で、これまで……まだ席に出ない節から、隨分浮身を窶した方もあります、席に出てからも隨分熱心に運動した方もありましたが、藝人を御贔負にして下さるんなら、色戀など那樣汚ない事は仰やらずに、どうぞ眞箇の技藝で御贔負にして下さいましと、私の知つてる所では誰方の仰しやる事も、奇麗に斷つて了つてるんですよ、ですから何程私が言ひましても聽入れないかも知れないと思ひますの。」

「ふむ、那樣に堅女かね、然う聞けば尙更自由にして見たいが、何か彼の女がコロリと來るやうな方法は無いだらうか。」

「然うですね、彼の娘は金子なんか些とも喜ばない性質ですからね……まあ彼の娘を諾と言はすやうにするには、厭と云へないやうに義理盡で攻めるより爲方がありません、義理人情には誠に脆い方ですから、殊の外樂に靡くかも知れませんよ。」

「義理盡にするッて、奈何したら可いだらう、金子を喜ばないでは、義理の掛け
が無いぢや無いか。」

「其處が貴方、男の腕ぢやありません
旦那の心意氣一つで、自由に爲るのは
あつたもんぢや無いぢやありませんか

と、ニッと笑ふ。

「それや盡せるだけの親切は盡すし、千や二千
で義理が掛けられるんなら、
金に困る私ぢや無いんだから、
氣に入るやうにしてやるが、しかし私
すだけの親切は、他な人でも盡すに
い、それに矢張靡かん所を見ると、
りの親切位では、到底も心に從ふ女で
と思ふが、那樣事は無いだらうか。」

「そりや、何とも申されませんよ、し
あゝ云ふ妙齡の娘と云ふものは、堅い
でも何うやらするとツイ變な氣になる
ですから、一圖に然うばかりも言へな
ですが、それでは寧その事斯うなすつ
奈何です。淸之助には淸之助で
いやうに心切を盡して置て、片一方では
の親父に恩を掛けて、親の威光で否應
さず手に入れるやうになさつては
より確だらうと思ひます……何故と申
貴方、只今も言ひますやうに、眞似事の
うな古道具屋を爲て、好な御酒も滿足に
めない生活を爲てるんですから、それ
金片切つて恩を被せて置て、淸之助
言出せば、設令淸之助が可厭だと云つ
で、親父が其まゝでは置きません、否
でも必然旦那の心に從はせます、だか
非とも淸之助に御熱心なら、然うなす
方が宜しからうと思ひます。」

「なる程、有繋は師匠だ、敵を鏖すに
を射よで、親父を義理盡にして、親父
口說かすのは近頃の妙案だ、では早速
方針で熱心に運動して見るから、
が指揮役になつて、指揮して貰うだ。」

제41호 1907. 12. 27.

無題錄

▲新聞記者とは若干の御手當を貰らい、言論及記事を賣るものを稱す、官吏とは法令を作くり、規則を解し、官舍の大小を喜ぶものを稱す、藝者とは御前樣且那樣を善く唄へて淫を賣るものを稱す。

▲如何なる不平も事、皇室に及べば自ら謙抑す、如何なる祭禮も宮中に關しては默歇す、政事家此消息を了解せば民口を沈默せしめ、民論を締束するを得る、所謂大奸自ら大忠に似るとは斯る老猾を指す。

▲赤十字社愛國婦人會は政事家の交際機關にも非ず、贅澤三昧なる婦人の化粧道具にも非ず。

▲暴徒の鎭滅は討伐の得失によりて決すべからず、討伐隊の慰問は忘却せられたる乎。

▲借金政略の次は紙幣政略なり。

▲宮中肅淸は日本人の迷信なり、其の先決問題は山の神に在り。

▲多く浪人を用ゆれば世亂る、多く官吏を養へば國衰ふ。

▲韓人にしてキミチを食はざれば策才を失ふ、日本人にして茶漬を食はざれば墮落す、西洋人にして肉を食はざれば退歩す。

▲貴衆兩院を以て貴族院と爲し、民長會議を衆議院と爲し、之を殖民議會と爲さば妙ならずや。

東京電報

▲皇太子殿下の招待

東宮殿下及び同妃殿下には明日韓國皇太子を御招待あらせられ同時に有栖川宮殿下同妃殿下伊藤統監田中宮相岩倉公其他に陪食仰せ付けらる

▲帝國議會成立

貴衆兩院今日召集せられ部長理事を撰擧し議會成立を告げたり

▲韓太子御用掛

宮內書記官栗原廣太氏は韓國皇太子御用掛を命ぜられたり

▲移民問題解決

加奈太勞働大臣ルミュー氏と政府との交渉は結局布哇其他より日本移民の轉航を嚴にし移民志願者を嚴に取調べたる上許可する事として終了しルミュー氏は明日歸國の途に就く筈(以上廿五日午後發)

雜報

裁判所構成法發布

左に掲ぐる韓國裁判所構成法は今回裁可を得たるにより本日の官報を以て發布せらるゝ筈也

裁判所構成法

第一章 總則

第一條 裁判所は左開四種とす
一、區裁判所
二、地方裁判所
三、控訴院
四、大審院

第二條 區裁判所は判事單獨にて裁判を行ひ地方裁判所、控訴院及大審院は定數の判事を以て組織したる部に於て合議して裁判を行ふ

第三條 各裁判所に檢事局を置く
檢事は公益を代表し刑事に在つては公訴を提起し且つ判決の執行を監視し民事に在つては必要と認むるときは通知を求めて其意見を述ぶ
警察官其他行政官吏は檢事の求に應じ其職務を補助する事を要す

第四條 各裁判所に書記課を置く書記課は裁判所及檢事局に[illegible]必要の境遇に[illegible]各別に書記課[illegible]事を得
書記は判事或は檢事の命令に從ひ往復會計訴訟記錄を調製し文書の送達其他庶務を掌る

第五條 裁判所は其職務の執行に當りて他裁判所の補助を求むる事を得
前項の規定は檢事局及書記課に準用す

第六條 裁判所及檢事局の行政事務と檢察事務は法部大臣の監督に屬す

第七條 裁判所及檢事局の事務處理に關する規定は法部大臣之を定む

第二章 區裁判所

第八條 區裁判所は民事に於て左開事項に當り裁判權を有す
一、二百圓以下の金額及價格を目的と定むる訴訟
二、建物の使用又は修繕を目的とする貸貸人と賃借人間の訴訟
三、土地の境界を目的とする訴訟
四、占有に關する訴訟
五、雇傭契約に關する雇主と雇人間の訴訟
六、客と旅店或は飲食店間に當りたる宿泊料又は飲食料に關する訴訟及客より旅店或は飲食店に預け置きたる手提品、金錢其他物品に關する訴訟
七、旅客と運送人間に當りたる運送を目的とする訴訟

第九條 區裁判所は刑事に於て禁獄、笞刑又は罰金に該當する犯罪に當り裁判權を有す

第十條 一個區裁判所に於て事務を處理し能はざるとき地方裁判所長は其管轄區域內の地區裁判所をして其事務を處理せしむ

第十一條 區裁判所の判事及檢事は各其裁判所若くは檢事局の事務を處理し其職務の範圍內に當り[illegible]を指揮監督する[illegible]事若くは檢事二人以上あるときは上席檢事若くは檢事[illegible]事を行ふ

第十二條 區裁判所檢事の職務は警察官若くは書記をして[illegible]事を得

第十三條 區裁判所に判事二人以上あるときは上席判事[illegible]を指揮監督す

第三章 地方裁判所

第十四條 地方裁判所は民事に於て左開事項に當り裁判權を有す
一、第一審に於て區裁判所の權限に屬せざる訴訟
二、第二審に於て區裁判所の裁判に對する控訴及抗告

第十五條 皇族に對する民事訴訟の第一審裁判權は京城地方裁判所に屬す

第十六條 地方裁判所は刑事に於て左開事項に當り裁判權を有す
一、第一審に於て區裁判所若くは大審院の權限に屬せざる訴訟
二、第二審に於て區裁判所の裁判に對する控訴及抗告

第十七條 各地方裁判所に一個若くは數個の民事部及刑事部を置く各部は三人の判事を以て組織し其の一人を裁判長とす

第十八條 各地方裁判所に地方裁判所長を置く
地方裁判所長は其地方裁判所の行政事務を掌理し管轄區域內の下級裁判所を監督す

第十九條 地方裁判所の各部に部長を置く
地方裁判所部長は[illegible]

第二十條 法部大臣は地方裁判所事務の一部を處理せしむる爲め其管轄區域內の裁判所に地方裁判所の支部を設置することを得
支部の職員は支部を設置したる區裁判所の職員を以て充て上席の判事を裁判長とす

第二十一條 各地方裁判所檢事局に檢事長を置く
地方裁判所檢事長は此檢事局及管轄區域內の下級檢事局を指揮監督す

第廿二條 地方裁判所長及地方裁判所檢事長は各其職務の範圍內に當り書記課を指揮監督す

第廿三條 第十三條の規定は地方裁判所書記課に準用す

裁判所設置數

這回發布されたる裁判所設置法は言ふ迄もなく大審院、控訴院、地方裁判所、區裁判所を京城に置き其の地方裁判所は各道觀察使の所在地に又區裁判所は各地重もなる個所に百十四を設置する事となりたり

法典調査局官制發布

韓廷に於ては法典調査局を設置し梅法學博士を顧問とし諸法典を調査せしむることは既報の如くなるが同官制は昨日の官報を以て左の如く發布せられたり

法典調査局官制

第一條 法典調査局は內閣總理大臣の監督に屬し民法刑法民事訴訟法刑事訴訟法及附屬法令の起案を司る

第二條 法典調査局に左の職員を置く
委員長　一人　勅任官待遇
委員　若干人　勅任或は奏任官待遇
事務官　專任一人　奏任
事務官補　專任十人　奏任或は判任
飜譯官補　專任八人　判任

第三條 委員長及委員は內閣總理大臣の奏請に依りて此を命す
委員長は委員會の議事を整理し局員を指揮監督す
委員は委員長の命を承けて法令を起案審議す

第四條 事務官は委員長の命を承けて局務を掌理す

第五條 事務官補は上官の命を承けて局務に從事す

第六條 飜譯官補は上官の指揮を承けて通譯及文書の飜譯に從事す

第七條 委員長は委員中より起草委員一人或は數人を命ずるを得

第八條 法典調査局に顧問を置くことを得

第九條 委員長委員及顧問には手當を給す

附　則

本令は隆熙二年一月一日より施行す

宮中祭典ご各府院

從來宮中の祭典は之れを處理する特設の官廳あるに拘らず便宜上宮內府各官廳府院長より掛員を任命せられつゝありて爲に事務の進捗を妨ぐること多かりしが官制改革の結果之れ等の例を廢し爾今掌禮院奎章閣吏員の外宮中一切の祭典に關與せしめざることゝなりたりと

密使の身分

韓國皇太子日本遊學に就き日本が如何なる待遇を以て同太子に對するやを偵察すべく密使の渡日せしは過日の紙上に掲ぐる如くなるが更に六名の密使を發見せしを以て彼等が渡日の目的及身元等に就き左に詳報すべし姓名は趙南復(二十)閔泳星(二十)金秉直、玄臺燮(二十)朴永明(二十)洪泳天(二十)の六名にして先づ順を追ふて記さんに

▲趙南復　京城中署麻洞居住趙鼎九の三男にして本年八月迄侍徒を奉職し基督敎青年會員なり而して父鼎九は有名なる排日派にして南復も亦排日思想を有するものなるが品行劣等にして隨半今回米國に遊學することゝなり橫濱より乘船する目的にて去五日京城を出發せるが一說には嚴妃の內命を含み米國遊學の途次日本に至り皇太子渡日に關する情況を視察し其の報告の任務を帶べるものなりと

▲閔泳星　京城中署東谷洞七統八戶居住前判書閔贊鎬の長男にして基督敎青年會員なり父贊鎬は常に排日思想を有し泳星亦父の意思を繼承し排日派に屬せり人と爲り怜悧にして才氣に富み素行上惡評なし而して今回趙南復と共に米國遊學を目的として當地を出發せるものなり

▲金秉直　慶尙北道大邱府西小門外に居住せるものにして去る二十日玄臺燮、朴永明洪泳天等が渡日すべく南大門より釜山に至る途中大邱より其の列車に乘り込みしものにして乘車後彼等と名刺の交換を爲し居りしが右は玄等の一行にはあらずして偶然乘合せたるものなりといふ人物及渡日の目的は目下取調中

▲玄臺燮　京城中署琵琶洞居住前內部地方局長玄啓の長男にして武官學校卒業の後陸軍參尉となり三四年前より日本に留學し去る八月歸國に際し當時大阪に住り居りし平安道生れの妓生を連れ歸り之を妾として京城に住めり素行不良金錢を浪費し視察中去る七日突然京城を發し渡航せり而して本人は時々趙東潤方に出入し居りたりしを以て或は趙の指命を受け東京の事情視察を爲さんが爲めならんと認む

▲洪泳天　京城南署水票橋カルボ屋洪興錫の養子にして日本に於て自稱する洪健榮は本人の僞名なり曾て時計商を營みし事ありしも放蕩の爲ら終に破產し各所に負債を起し當地に居住する能はず仲間の朴元明と共に渡日せるものなりされど何等政治上に關係なきものゝ如し

▲朴元明　京城西大門外居住にして日本に於て僞稱する朴永善の本名なり本人は中署寺洞居住李長善なるものと合資の上李の居宅に於て自轉車營業を爲しつゝありしが李を欺き資金を浪費せしため廢業するの已むを得ざるに至り其他多大の負債を有し終に京城に居住する能はざるより放蕩仲間の洪泳天と語り合ひ日本に渡航を企て洪を勸めて他家に緣付き居る洪の生母に泣附き其の夫の所有に係る家券を借り受けしめ之れを抵當として金三百圓を借り本月七日窃かに洪と共に出奔したるものなり玄臺燮とは途中偶然に同乘したるものにて本人は別に政治上には關係なきものゝ如し

荒井度支部次官の訓示

財務行政上官民意思の疏通、法令の周知を圖る爲め本年五月勅令第三十一號を以て稅務官所在地に地方委員會なる諮詢機關の設置を見爾來各々實行せられ其成績良好なる所なるが而も其議件動もすれば抽象的に流れ實施上適切を缺くの傾向あるに依り今回度支部に於ては委員會に於ける諮問事項を議決すると同時に委員をして實行の任に當らしむるは同會利用の最良手段なるを察知し自今租稅完納の督勵生產額の調査作伏關毅の補助及金融組合員の勸募等の如き可成卑近の問題を撰び會議に付すると同時に實地に行はしむるの手段を講ずべき旨次官より各地方財務官へ訓令を發したりと云ふ

●帝室財產整理局移轉　帝室財產整理局廳舍は一時計理部跡にありしが二十六日より昌德宮內宮內府大臣官房の跡りに移轉されたり

●仁川民團會計檢査　昨日午前十時より田中、足立、板倉の三委員は仁川民團の會計檢査を行ひたり

●仁川管內電線架設　仁川管內電信電話線の架設工事は之れより嚴寒に向ふを以て可成年內に竣工すべく目下工事を急ぎつゝありと

仁釜間通信不通に就て

仁釜電信直通線は二十五日午前十時三十分斷線不通となり同十一時三十分復舊するに至れるが同日午後五時二十分又々斷線不通となりしが同夜九時二十五分復舊するに至れり斷線の原因は詳にする事を得ざれども忠州方面に於て暴徒に切斷されたるものゝ如し

●仁木間電信不通　仁木電信線一昨朝不良の爲め使用に堪へざるを以て釜山に臨時仲繼を依賴して仁木間の通信を取扱ひつゝあり

河村小隊の行動

小隊は十二月十五日大邱出發以來晝夜兼行十六日永同に達したる時賊徒は已實附近に潛伏しあるを探知し午後三時小隊は已實以東の地區に於ける賊徒を夜襲するの目的を以て永同を出發し行進する事約三里半湯實西端山麓(湯實を離る千五百米突)に達するや湯實には多數の賊徒停留しあるを發見し急進間もなく彼我の斥候衝突し賊の集團は遁走の模樣ありしに依り直ちに小隊は猛進し時は約二百の暴徒は一發の應射をもなさず遁走を企てたるを以て直ちに猛射大打擊を與へたり賊は四散山頂に攀登し或は山谷に入るあり依て分隊每に猛烈果敢に進擊せし暫らくにして日沒となりしを以て遂に蹤跡を失せり午後七時三十分戰鬪を中止す午後八時十分小隊を集合し更に主力の遁走せし方向に進發せり

延安地方の討伐

延安討伐隊は十二月十八日午前九時延安を發し十九日午前五時兄弟井(潘櫻臺北方約四里)西南方道路上に達し搜索の結果東部紅桃洞に暴徒約四十名宿營せるを知り午前六時より之を包圍して潰亂せしむ其主力は同地東方高地に敗走す戰場に遺棄せる賊の死体二十三にして負傷者は不明捕虜二我に損害なし鹵獲銃二十其他若干小銃彈二百十發此の賊の首魁は金進士(四十)及金祥賢(五十)なりといふ

●秋洞の討伐　暴徒討伐の爲め米院青川場地方へ出張中なりし權任一、巡檢十名は本月二十日秋洞附近を搜索せしに暴徒三十餘名同洞秋洞寺の後方山腹に潛伏せるを發見し權任以下五名は暴徒の左方より巡檢五名は右方より追擊し約四百米突を隔て約一時三十分間交戰せしに暴徒は死屍九を遺棄し四散逃走せり負傷者は七八名を下らざるものゝ如く內一名を生擒せしが鹵獲品は洋銃、火繩銃四、軍刀一、彈丸及火藥若干、書類十、雜品二十一等にて、此の戰鬪に於て各巡檢は權任の命令を格守し勇敢にして而も着實に任務に服し我に一名の負傷者をも出さず如斯功果を收めたりと

●楊州方面の賊　去る二十日楊州郡漢陰面芝沙里に暴徒二十三名襲來せしかば我兵十八名之に應戰せしに匪徒は死屍一を遺棄して潰走せしが其際二名の賊を生擒したり而して我に於ては騎馬一頭負傷せしのみなり

●江景の義勇團組織　江景地方は暴徒の爲めに甚だ不穩にして一里以外は旅行危險なる狀態にあるを以て江景在留民は萬一に備ふる爲め今回義勇團を組織することゝなり民會の議に附したるに滿場一致を以て通過し目下其組織の準備中なりといふ

●仁川地番制定　十二月一日以來仁川警察署民役所郵便局共同して仁川市內の地番制定に着手中なりしが今年末には完了すべしといふ

●加藤前顧問へ下賜金　一昨日出發歸朝の途に上られたる前宮內顧問加藤增雄氏に對し韓皇は氏が在職中の功勞を思召され金五千圓を下賜され太皇帝よりも又同樣金千五百圓を下賜されたりといふ

愛國婦人會彙報

▲救護部納會　愛國婦人會救護部にては一昨日午後二時倭城俱樂部に於て本年の納會を催したるが當日は顧問藤田軍醫部長講師能勢博士、村上軍醫正兒玉相談役及各部員數十名出席、村上軍醫正は繃帶交換に關する大体に就き能勢博士は衛生上より見たる衣服に就き藤田軍醫部長は韓國任留本邦人の家屋居住心得に就き何れも有益なる講話ありたる後小倉瀨濟澤兩氏尺八箏曲の合奏ありて散會したるは午後五時なりき

▲當番幹事　愛國婦人會本部にては會務進行上便宜の爲め當番幹事を置く事に定めたるが來一月二月は山口カメ子國分琴子佐々木ハルオ子の三夫人に當番幹事を囑託することゝなりたり

▲駐劄將校招待　統監府に於ては明後二十九日午後六時より花月樓に於て當地駐劄陸軍將校を招待し宴會を催ほす由

●愛國婦人會の招宴　愛國婦人會幹部委員本部にては昨日午後五時半より花月に於て各官民新聞記者等を招待し饗宴を張れり

●府尹の招宴　仁川府尹は前報の如く一昨午後六時より仁川官民の重なるものを俱樂部に招待し饗宴を催したり

●仁川局年賀郵便物　仁川局年賀郵便物は一昨日迄五千二百五十六通なりといふ

●王城拜觀手續に就て　王城拜觀手續は宮制改革の後便宜宮內府[illegible]務課に於て取扱ひつゝありしが爾今其事務を主殿院に引繼ぎ同院より下附することゝなりたり

●宮中伺候者　一昨日の宮中伺候者は昌德宮にありては趙法相、閔宮內府大臣署理、李侍從院侍從、洪承憲府侍從等を重なるものとして男四十四人、女七人計五十一人なり、又德壽宮にありては李總理、趙法相、任內相、米國宣敎師等を外に計百〇三人ありしが內男七十一人、女三十二人あり

●檢事代理の出張　管理部鹽檢事代理警部田中榮次郞氏は今回檢事事務視察のため東京以西の各地沿道に出張を命ぜられたるを以て其留守中新看守長阿部己吉氏代理として事務を取扱ふ由

▲治外法權▼

先達て帝國ホテルで東京市代表者が歡迎をやつたときにツイ新所の五二館が猛火の中に包まれ居るを見向きもせず講堂の士女に向て一念專心便々たる腹を撫しつゝ日米の親交と平和を說いたる米國陸軍尙書タフトは其後マニラやら遙々十三萬哩やら其他の國を廻つて到る處に歡迎を受け大統領候補に必要なる鍍金を付け過日ニューヨークに歸つた▲何がさて事われかしと待つて居るニューヨークの新聞記者は彼の便國から珍談を押出すべく十重二十重に彼を圍繞して重に日本の事を語つた、ソレを摘んで書けば次の如くである▲曰く余の見るところを以てすれば日本國民及其政府が異實平和を望み居るや否やは不可解なりと、又曰く目下日米兩國政府間に橫はれる爭議に就ては日本人は傲慢にも米國に向て他の文明國民同樣の待遇を請求せりと▲嗚呼五十日前のタフトは今日のタフトにあらずや彼がドンナ事を云へばとてソレは彼の勝手である、只助らぬは彼を歡迎した先生達の顏である、ベルリの功能はあまりタフトには無かつたのである▲併し眞面目に考ふれば今は國際生存競爭の時代である他を倒さゞれば自分が倒さるゝ時代である、タフトは眞面目の男であるが故に彼が日本に就ての感想を正直に語つたのである▲由來債務不履行の言分を菓子折で濟さんとするの癖ある日本人は日米親交の恢復がタフトの歡迎で出來るものと勝手に信じたのである今更菓子折の只取が分つたからとて彼に不足は言へぬのである。

●藤田軍醫部長の東上　藤田軍醫部長には近々の內に東上する由

●兒玉書記官の東上　統監府書記官兒玉秀雄氏には明後二十九日出發東上の由

●横山助役歸任　[illegible]横山[illegible]氏は過般來東上中なりしが昨日歸韓せり

●仁川民團吏員任命　[illegible]

●中西氏の大計畫　群山にて農事經營中[illegible]となり過日來入撰の結果岩手縣農學校長正[illegible]

[illegible]北道寧邊の補佐官として渡韓し本年六月歷[illegible]月來病にかゝり福岡大學病院に入院中の處[illegible]去せり氏は安政六年三月二十二日の生れに[illegible]

[illegible]十七番戶志賀照八方より出火し半燒にて鎭火せり

は近々の内に東上する由

●兒玉書記官の東上 統監府書記官兒玉秀雄氏には明後二十九日出發東上の由

●志村作太郎氏 京城仲介社志村作太郎

●横山助役歸任 實兄死去の爲め歸朝中なりし横山仁川助役は一昨日歸任したり

●仁川民團吏員任命 昨日仁川民團役所庶務係長富樫芳太郎氏の任命ありたり

特別廣告

嚴寒ノ候往來ニモ困難ナルヲ厭ハセラレズ近隣出火ノ際態々御見舞ヲ忝フシ奉感謝候參堂御禮可申上候ヘトモ乍略儀以紙上御禮申上候也

明治四十年十二月二十七日　京城新報社

緊急廣告

赤門より西小門迄の間に於て(要書類入)ポケット入茶色折鞄一個遺失致候御心當りの御方は下名へ御通知被下候はば相當御禮可致候

京城永樂町二丁目 岡田組 金田春吉

小料理屋の内幕

賢い事にても幾百あるか其の數さへも僂ね切れぬほどある小料理屋が此の押し詰つた節季師走に至る三日前の近年稀なる盛況の日にさへ爪彈きの三味の音彼所に此所に聞ゆる大景氣ソモ恐れ如何なる次第か成程さもあらうと面白い秘密もあつたことであり先づ小料理店にあつても普通酌婦の三人や五人は居る此の酌婦が三味線も爽けば流行節も唄ふ二圓を投げ出せば一寸一圓一夜で三圓夜半からでも誘はれ寝ることも見られるといふ輕便なる仕組に出來て居るそれが春夏秋冬客足の絶えざる魔力にて其の玉なる酌婦なる者は如何なる條件の下に斯る苦業を營みつゝあるかといふと是れは種々あつて一樣ではないが(一)本邦にて娼妓となるべき年齢境遇の者(二)娼妓の料は搔き捨て主義の莫連者此の二種の者は何れも地方者でないので普通が住み込む時に前借金(四五十圓より百四五十圓)までを料理屋より前借し毎日の稼高(實は揚代)の半額は席料並に賄料として料理屋の所得とし殘る半額を以て前借金を支拂ふ契約なるが其の間に於て夫々の衣裝も作らねばならず紅、白粉の代、髪の結賃、風呂錢等日々費消するものも少々ならず時には自腹を切つて買喰もなし又仲居の氣嫌も取る爲め心付も要すると云ふ次第なれば月に五十圓や六十圓の水揚げにては僅かに其の日々々の經費に充つるだけに足るや足らずにて前借金には一文の内入も出來ず若しまた梅毒其他病氣に罹ることあれば薬代の外に賄料を仕拂はねばならぬので借金は殖ゆるばかり爰に於て旅の恥はかき捨て主義にて金さへ儲ければよいワさ一度足を踏み込んだが最後終身浮ぶ瀬なく憐れむべき淵底に沈んで居るものであるが勤めて居る内には馬鹿な客があつて身受をして呉れることもあらうといふ當度もないことを引當にし其の日々々の苦しみさいつた所が重荷を擔ふて嶺を越すほどのことでもなく旨い酒に旨い肴で陽氣に遊ばれて時には望んでも叶はぬ美男子より優しき言葉をかけられなどする慰安の道のあるを以て其の苦界を苦界とせず思はず知らず年月を暮らすのである然れども彼等も密賣の法律に背き居ることは夙に承知し警察風の吹き來るは怖ろしいと見ねて春の用に供せる秘密室は多くは其の料理屋より少しく隔離したる韓人の温突を借入れ居りこれに客を誘ひ來れば内部より錠をなし堅く閉して警戒頗る嚴なれば容易に檢擧せらるゝことなしといふ

●又々列車に發砲す 去る二十四日午前十時廿四分南大門發南行列車が黄澗秋風嶺間を進行中午後八時三十分頃同列車に發砲したるものありしが乘客には異狀なく目下嚴重に搜索中

●京城在留民戸口 京城民團役所にては脱税者少なからざるを以て去る十一月二十七日より居留民の戸數及人口に就て正確なる調査に從事したるが今其結果を聞くに日本人町の數は九十五にしてその戸數五千七百十の内現住家屋四千九百五十空屋七百六十戸なり今一戸五人の平均とすれば約二万二三千の人口あるものと見るを得べくこの調査によりて脱税者を發見したること少なからずといふ

●鶴原長官の寄贈 昨日出發歸國の途に就きたる京都府立商業學校生徒十八名の一行に對し鶴原長官は菓子料として金若干を寄贈せし由

●桐原署長慰勞 熊谷民長は本町署桐原署長以下各員が嚴寒の候にも拘らず警防に盡したるを感謝し慰勞の意を表するため昨日酒一樽を贈りたり

●名刺交換會の模樣替 日本人倶樂部に開催すべき名刺交換會は申込者豫想外の多數に上りたるため席上の狹隘を感ずるより同倶樂部の庭園に會場を特設する筈なりといふ

●耶蘇降誕祭 旭町二丁目名古屋城内のメソヂスト教會にては一昨二十五日の夜聖なる降誕祭を執行せり正面壇上には大なる二箇の銀色十字架を釣るし其の側には松の植木青赤の電燈を鈴なりにしたる鉢を据へ其の質素の中に意匠の巧みなる裝飾をなし祈禱説教例の如くあり次に會衆の讃美歌及某々氏の讃美歌合唱あり終て幼女連のクリスマスに就ての對話あり又木原夫人の奏樂ありて平和と歡樂を以て會を終れり當日の會衆は主として同教會の信者にして其數二百餘名なりしと

中西讓一氏の買收したる水田は群山全州間延長八里に及び地積も約二千五百町歩に達したるを以て本年よりは其農地の耕作改良に着手する爲め專門の技師を聘すると六位農學士三宅經吉氏を年俸四千圓を以て招聘するに相談成り三宅氏は來年一月群山に到着の筈なりといふ

●釜山の水道鐵管破裂 頃日寒氣凜烈なる爲め釜山市内水道共用栓は氷結して排水に不便を來たし動もすれば給水を缺ぐことあり是迄は應急手段として熱湯を其管に注ぎ温氣によりて氷を溶解せしめ居りしも寒風日増しに募りて破裂するものあれば同民團に於ては之が防備工事を計畫中なりと

●郵便局へ注意す 慶運宮布德門角に在るポストに兩三日前郵便物を投入せんとせしにポスト中には郵便滿ち充ちて投入口より溢れ出で居るにぞコワ如何にせしと能く〱調べ見れば豈に圖らんや不埒にも集信者が數日間開函せざる爲め斯の如き始末に立至りたる次第なりとのこと分明せしかば直ちに光化門前郵便局へも此旨照會せしものありしも仲々に開函せざりしが或る郵便局員が之を見て集信人の怠慢を餘り馬鹿々々しき次第なりとて自から出て來り同局に照會したるを以て漸く開函するに至りたりと同ポストには至急を要する書信もありしならんに開函者の怠慢に依り損害を蒙むりしものも少からざりしならん今後此の如きことなき樣郵便當局者に望む

●京城の惡路 一昨日來の暖氣にて數日前より凍結せし氷と積雪の融解せし爲め道路は忽ち泥田の如くに變じたり就中南大門通りより鐘路に至る道路と本町通りとは最も甚だしく泥の川とでも形容すべき斯る中を馬車牛車人力車馬は忽ち多數の人間が忙はしそうに駆けて行く其混雜つたら話しにならぬ之れが爲め飛沫は容赦なく四方に飛び散り晴れ衣を着たる婦人といはず半纏を着たる兄イといはず飛びつくのには遠慮もなければ會釋もなく氣の毒とも何とも云はぬ其道路の惡しきことは世界の何處にも恐らくあるまいとは或る人の話しなるが斯る惡道路を現せしは降雪の際雪掃除の不行届きなりし爲めなれば今後各戸とも降雪後の掃除を充分になさば右の惡道を呈するに至らざるは明かなれば此際各人充分に注意すべきなり

●泥濘の處分 雪とけ後の道路ときては二ッちも三ッちも動きが取れず本町通南大門通りは特に人の通行繁多なるため下駄でも履でも一寸動きのならぬ始末なるに民役所にては昨日夕方より警察と力を協せて泥濘の取り除けに從事したるは何よりも結構千萬なるが今二日間早かりせば行通の人はドレ程の便利を得たらんに最早自然に乾くべき時に至りヤイ〱と騒ぎ廻らるゝはいさゝか目出度き次第といふべし

●高麗燒の崇り 當時海上郡小部韻濱里にて質店を營める熊本縣鹿本郡山鹿町稻田虎藏は福岡縣八女郡古川村の者近藤長次郎が去る四月廿四日京城より盗み行きたる物品なることを知りながら高麗燒の花瓶一個を金四百圓にて買取りたること運惡くも其筋の聞く處となり贓物故買犯として訴へらる

●小泉智覲の死去 氏昨年七月二日平安南道晉州警務署附支部長に轉任し…の際その職務に勉むるところ少なからず…月來病にかゝり福岡大學病院に入院中の處藥石効なくして遂に去る十九日午後七時死…く見る能はざりし人なりしと

●京城の出火 昨日午後四時頃花園町二…

●荷物を返せ返さぬの縺聞 昨日の本紙に概報したる當地壽町の提灯職中尾某は一たび警察署の説諭に服して引き下りしも荷は兎や角いつて荷物を渡さゞるより昨日又もや元の女房の親なる小金丸某が説諭を願ひ出たるを以て一應呼び出して説諭し其の説諭に服したるを以て巡査を同行せしめこれが立會にて無事に荷物を渡せしが見掛けによらぬ執念深き男なりけり

●新妓の店出し といつた所が實は内地の店曝らしもので京都下京區新宮川町筋五條上る田中町平民礒井榮次郎の妹フジ(十九)は本國を踏み荒して平壤に乘り込みあらん限りの腕を揮つて鼻下長の財布を絞り盡くし最早此所には見込がないと今度京城新町の井門支店に鞍替をなし源氏名を淺子と稱し▲岡山市東中島の平民小田サキの妹サク(二十)は是れも同地中島遊廓で鑑札二枚を右と左りに振り舞はし一時蠅名を轟かせしものなるが今度姥櫻の返り咲きに韓城の粹士をあつと言はせんと力瘤を入れて入京し是れも同樓より瀧子と名乘り▲横濱市根岸町齋藤元八の長女モト(二十)は三年二百圓の前借金で新町の京城樓より丸子と號し▲横濱北方町の金子清次郎の長女シズ(二十)は三年四百五十圓の前借にて同樓より濱子といつて▲同市根岸町の松本トクの私生兒ナミ(二十)は同樓より前借金四百圓にて茶羅子と呼ばれ▲東京市下谷區龍泉寺町の人喰婆と名に聞ねたる永田コウの養女ヨシ(十九)は大和町一丁目の江戸善よりこれも茶良子と同じ名で何れも本日より客席に侍ることゝなつたが演子は警察署にて何が故に賤しき娼妓營業をなすかと問はれ返事に窮してしく〱と泣き出したるを仲居が連れ下つてそんな弱虫で此稼業が出來るものか御役人なんて役所では威張つて居ても宅などへ來ると小供だよちと鍛かりしなどたしなめられて漸く關門を通過せしめたりとか

●四ケ所商店の歳末賣出し 當地本町四丁目の同店は主として美術品刺繍屏風其の他貴顯紳士の室内裝飾品を販賣し居れるものなるが昨今歳暮品としてシャツ類防寒毛皮類等をも多數仕入れ頗る安價に販賣しつゝある由にて不景氣なる泥峴にこの店ばかりは客は絶えず疊枚をかけて大に賑ひ居れりといふ尚は委細は本日の廣告にあり

新刊略評

▲韓京丁未政變史(全) 大阪毎日新聞社京城支局詰記者楢崎桂園氏の著す所にして題名の如く韓國丁未の政變を叙したるものなり其の事實に於ては多少錯れる所あるが如きも氏は當時韓國の首都たる京城に在つて通信に從事し居りたるが故に親しく目睹耳聞する所ありて是れに著者の一見地を加味したるものなれば編纂の體は自から備はれり惜哉著者は外部に顯はれたることのみを知つて政變の因つて起りし機微を知らざるが爲めに皮想の觀に過ぎざるの點あるは本著の爲めに深く遺憾とする所なり(定價五十錢、發行所京城本町二丁目日韓書房)

▲興農雜誌(第一卷第八號) 興農園は農業書を刊行しまた農具の販賣をなす本誌は其の機關の爲めに發行せらるゝものにして他の雜誌を本業として發行するものとは自から撰を異にすれ、其の内容につきて批難するは酷に似たれども記事に陳套のもの多きは甚だ遺憾とする所なり乍併諮詢と農界二報の二欄には有益なる記事尠しとせず農業家は一讀すべきなり(一部五錢、發行所東京豊多摩郡上澁谷村其社)

本店 東京市日本橋區兜町
內地支店 大阪、京都、橫濱、神戶、名古屋、四日市
及出張所 下關、兵庫、伏見、大阪西區、東京新大阪町
韓國支店 仁川、釜山、元山、鎭南浦、木浦、群山、
及出張所 平壤、大邱、開城、城津、咸興、馬山、鏡城
清國出張所 安東縣

株式會社 第一銀行京城支店

電話番號 營業部 一一番
當直用 同 一一番
營業部 三三番
國庫部用度係分拆所 六一一番 六二二番 六二三番

總支配人 市原盛宏
副支配人 竹山太郎
國庫部副支配人 三島純平
調査部長 市村雄次
營業部長

銀行一般業務精々御便利に取扱可申候
資本金 參百萬圓
積立及繰越金 七拾貳萬圓

株式會社 十八銀行 京城支店
京城南大門通(電話四二〇)

本店 長崎市築町
支店出張所
韓國 京城、龍山、仁川、木浦、釜山、元山、羅州、群山
日本 大阪、熊本、佐世保、嚴原、五島、壹岐

其他日本韓國樞要地及露領浦鹽に爲替取引先あり

貯蓄預金 一口壹錢以上何程にても御預り申候(利息日步壹錢四厘)
長崎貯蓄銀行代理店(十八銀行京城支店)

新築落成移轉廣告
龍山 佐藤病院
電話一〇三番

本院分科擔任左の如し
外科部 一般外科皮膚病梅毒眼耳科
同內科部 一般內科小兒科產科婦人科
同藥劑部
會計部
助產婦看護婦長

主任院長 佐藤峰太郎
助手 力武惠吉
主副院長 百合野寅松
助手 榎本熊次郎
主劑師 槇喜市
主任 伊藤覺太郎
產婆看護婦 生田綾子

歲暮大賣出し
蒲團 弓打綿類
太物 吳服
以上
本月十五日より三十一日迄歲暮大賣出し仕り添物進呈致候に付多少に不拘御買上けの程伏て奉希候敬具

京城本町一丁目郵便局前電話百四十七番
〇 若林支店

公債株式 現物賣買
可成確實、安價に取扱申候間多少不拘御用命之程奉懇願候
質商
龍山町(青木病院前)
梅尾圓八商店

米韓電氣會社
電車(線區城、賃金)改正

新年一月一日以後は從來の切符を全廢可致候に付凡て現金にて一區金五錢宛受持車掌共へ御拂渡被下度候乘車賃は

龍山線 鐘路より京仁鐵道交叉點迄 一區 京仁鐵道交叉點より龍山迄 一區
幹線 東大門より西大門迄 一區
麻浦線 西大門より孔德里迄 一區 孔德里より麻浦迄 一區
東門外線 東大門より淸凉里迄 一區

一區ニ付 金五錢

既に御買求の切符は新年一月三十一日迄の內鐘路本社に於て何時にても買戾可致候若一月一日以後尙乘車賃として御使用の場合は前記一區ニ付貳枚宛申受候事

履物店
本月十五日より三十一日まで
●下駄 ●足袋 ●麻裏
福引景品付大賣出
龍山旭橋通り
薩摩屋
電話百五十四番

內地行汽車賃割引

年末年始休暇中內地へ往復せらるゝ旅客の御便利を圖り本月二十五日より來る四十一年一月十日迄左の通り連絡割引往復乘車劵を發賣致候

○割引劵發賣區間
當局線 南大門、龍山 仁川 大邱 草梁と
帝國鐵道線 新橋、平沼、名古屋、京都、大阪、神戶、下關、門司、小倉、博多、久留米、熊本、長崎相互間、門司驛相互間
但し南大門、扭峴、仁川、草梁驛と大阪、神戶、下關、門司驛相互間は一月十日以後と雖も從來の通永久發賣いたし候

○割引賃金 往復二割引
○通用期間 三十日間
各等共區局線通して乘車劵發賣の日共

明治四十年十二月
統監府鐵道管理局運輸部(營業課)
電話八五一

謹啓各位益御淸穆奉慶賀候弊店儀各位の御引立を蒙り日に增し隆盛に相向ひ候段奉鳴謝候却說從來弊店ご密接の關係を有し居り候京城山口大助商店營業全部を弊店に於て引受け同所に支店を設置し從前の通り營業を繼續致し一層叮嚀確實に勉强致し華主各位に對して些の遺憾なきを期し候間何卒舊に倍し御引立の程奉希上候 草々敬具

統監府 陸軍 御用達
仁川 松尾由松
京城本町五丁目(電話四七番)
松尾京城支店

精米業 海軍御用達 屠牛業 鳥獸肉販賣業 酒造業
仁川港各國居留地(電八一番)
松尾商店

拜啓初冬の候益々御淸昌奉賀候陳て弊店儀松尾商店を引受け永らく各位の御厚配に預り居候處今般都合に依り從來の業務を其儘復舊以後松尾商店に於て營業相成り御用品は迅速御送達を旨とし精々廉價を以て御需に被應候間何卒弊店同樣の御思召を以て御愛顧御引立の程奉希上候 敬白
元京城本町五丁目
山口大助

廣告
往診 午前
宅診 午後
但急患者は隨時往診
入院隨意
京城貞洞大漢門前
蘇生病院

日韓病院
一般患者之依賴に應す
京城新王城大漢門前
院長 橋本三男
醫員 吉田定見
同韓國軍醫 蔡永錫
藥劑師 濱口源太郎
會計 井口平治
隔日出張 龍山青木病院長 青木清六
入院隨意

○○美人寫眞
十枚二十錢送料三錢
あわれ世の風流多情の才子佳人よ正月の樂みとして此珍々無類の妙品を是非一度粹者の友にもさめ給へ
申込先着百五十名に限り珍畫繪葉書一枚進呈
東京小石川新小川町 旭堂
龍山榮町 旭堂出張所

開店披露
弊店儀從來仁川に於て通關運送業罷在候處今般京城御得意樣各位の御勸誘に隨ひ南大門驛通りに支店開設叮嚀確實且つ極めて迅速に取扱可申候間何卒倍舊御引立の程伏て奉懇願候 敬白
仁川驛上 通關運送 小宮山店
電話七一六番
京城南大門外 同支店

▲貨物積卸 ▲龍山行船運送 其他近海 ▲右の外一般に關する事務
仁川港仲町一丁目
福島組
(電話五三五番)
◉同 波戶場出張所
(電話五四一番)

銀行一般の業務精々御便利に御取扱可申候
資本金三百万圓
本店 大阪市西區北堀江通五丁目
支店 釜山、仁川、平壤、鎭南浦、安東縣
株式會社 第五十八銀行京城支店(電話五八番)

爲替取組先
內 地 道 二十七ケ所
東 海 道 十三ケ所
山 陽 道 七十三ケ所
南 海 道 十五ケ所
北 海 道 二十三ケ所
臺 灣 五ケ所
東 海 道 二ケ所
北 陸 道 十三ケ所
山 陰 道 十三ケ所
西 海 道 三十三ケ所
韓 國 九ケ所
淸 國 一ケ所

一各種石炭大販賣
大ノ浦塊炭
豆田塊炭
大辻塊炭
三池粉炭
ストーブ用トシテ右三種取寄セ貯炭罷在リ御希望ニ從ヒ多少ニ拘ハラズ迅速御屆ケ可申上候
鍛冶用トシテ貯炭罷在リ多少ニ拘ハラズ御用ニ應シ可申候
當社一手販賣炭左之通リ
三池、田川、伊田、山野、金田、豆田、津波黑、藤棚、本洞、大ノ浦五尺、大ノ浦三尺、笹原、滿ノ浦、芳雄、大辻、白岩、柚木原、岸嶽等

三井物產合名會社
京城出張所(電話二十六番)
仁川出張所(電話六十三番)

懇切と熱心を以て訴訟其他諸般の代書依賴に應ず
明治法律學校出身
增本好三郎事務所
京城本町二丁目一番地

會席御料理
並に仕出し大勉强仕候
京城本町座隣
電話六三〇番
蝶々

南山町一丁目(植村病院前)
貸席 待合
末乃花
客室は淸潔にして叮嚀なるは本店の特色に御座候

嶄新發明 三德炬燵販賣
本炬燵は
第一 德用 △僅かの炭火を以て長時間の熱を保つ
第二 便利 △容積小にして至極輕し
第三 安全 △如何に轉倒せしむるも火氣の溺るゝ憂なし
一度御試用の上其三德の効用を御高評あらんことを希ふ
京城大和町軍司令部通
藤垣兄弟商會

日本郵船株式會社
汽船出帆廣告
仁川
貨物及船客取扱店
仁川海岸通 郡回漕店 電話三九
京城南大門通 巴商店 電話三〇

●釜山長崎門司神戶行 山東丸 十二月二十六日 後三時出帆
●釜山門司神戶大阪行 淡路丸 十二月三十一日 後三時
●群山、木浦、釜山、門司、神戶、大阪行 浦汐丸 一月五日 後三時
第一オハヨ號 一月五日 後三時
●大連、大沽行 酒田丸 一月 日 後一時出帆
●大連行 營口丸 十二月 日 後三時出帆
高砂丸 十二月三十一日 後一時出帆
●大連、秦皇島行 山東丸 一月十四日 前九時出帆
●鎭南浦安東縣行 第一オハヨ號 十二月 日 後三時出帆
浦汐丸 十二月 日 後三時出帆
●釜山、元山行 弘前丸 一月二日
御注意 御乘船ノ際ハ稅關波止場ヨリ本船迄御送迎船ニテ御送リ可申候尙汽船ハ出帆ノ約五十分前ニ船解纜ノ事